

令和3年1月7日

お客様 各位

らいふ経営グループ
代表税理士 西川豪康

緊急事態宣言の下での当グループ対応方針について

らいふ経営グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発表を受け、1月8日から3月末を目途に、テレワーク（在宅勤務）を実施します。緊急事態宣言は2月7日までとなるようですが、これまでの状況から鑑みて3月末までを当グループの対応の期間とさせていただきたいと思っております。

テレワーク実施期間中のお問い合わせ・各種サービスの提供について下記にご案内いたします。

記

I テレワーク実施期間中の営業時間の短縮

緊急事態宣言期間は、営業時間を9時00分～17時00分に短縮しております

II テレワーク実施期間中のお問い合わせについて

1. これまでどおり、当グループ電話番号、担当へのメール、お客様チャットワーク宛にご連絡ください。
2. 電話でのお問い合わせについては、電話受付時間を9時30分～16時30分とさせていただきます。16時30分以降は留守番電話に切り替わっておりますが、ご用件をお伝えいただければ担当へ転送し必ず折り返しご連絡をさせていただきます。
3. F a xについてもこれまでどおりお送りください。担当へ転送し対応いたします。

III テレワーク実施によるお願い事項

1. お客様への訪問業務は、極力WEB会議での対応に切り替えており、訪問を原則自粛しております。
2. ただし、お客様のご要望やサポート内容に応じて柔軟に対応し、緊急時は個別に検討致します。コロナ特別融資・雇用調整助成金等の対応は引き続き継続して行っております。また、当グループのホームページに新型コロナ感染症対策情報も掲載しております。ご不明な点がございましたら迷わずご連絡ください。らいふ経営グループをあげてサポートしてまいります。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上

税理士法人西川会計
株式会社ライフ経営
社会保険労務士法人らいふ社労士事務所
行政書士法人らいふ行政書士事務所
株式会社らいふ保険サポート
有限会社アイ・ネットサービス